

そ民力擁護の手段に至りては用意の周到なる盡くせりといふへし、然も尙ほ使臣の横暴は禁す可からず、飲食、馬匹の掠奪、甚たしきに至りては使臣の威に乗して人家に入りて其家族を凌辱する等のこともありき。

使臣に給與する牌面にして、之を漠北時代に認めざるもの二あり、海青牌及び金字圓符といふもの即ち之れなりマルコ・ポロの記する處を見るに『至大なる諸王にはまた鷹 (gerifalcon) を畫ける牌を與ふ、此の如きは諸王の極めて大なるものに限きりて附與せらるゝものにして、これによりてその絶對の權力を認めらるゝものなりとす、故に此牌を所持せるものにして使節を發せんとせば、その何つれの地たるを問はず、馬匹以下所要の物資を誰人に徴するも妨くるなし、實に諸王と雖之か給與を拒む可からざるなり』と(ユール、マルコ・ポロ一卷三五頁) ユールはこれに註して彼以外かゝる鷹を付せる牌を語るものを見すといへり、然れとも海青牌なるものは、まさに茲にいへる鷹牌ならざる可からず、草木子に『海東青、鶻之至俊者也、出女眞』と云ひ、契丹國志に『女眞東北、與五國爲鄰、五國之東隣出名鷹、自東海來者、謂之海東青』と記せるものは、即ち茲に所謂海青にして、實に輟耕錄には『海青羽中虎、燕燕能制之』なる詩をのせて海青は俊禽也といへり、只た支那史料には此牌かマルコ・ポロの記せるか如き至大の特權を有するものなるを特に規定せるを見ず、されど此牌を所持せるものに許されし次第を求むるに、兵部典章至元五年二月初十日の條に、各使節は各管官司の發する劄子の數目以外に馬匹等を受くる能はざるを規定して『各處脫脫禾孫、^{ヨク}好生的盤間無鋪馬劄子並無海青牌面騎鋪馬人等者、若却將無海青牌并劄子人盤間不着、放回去呵、脫脫禾孫不有罪過那甚麼』といへり、即ち海青牌を持てるものは劄子なくとも鋪馬を起し得たりしを知る、また至元十七年二月の詔に、海青牌を持てる使臣は、他のものと用ゆへからざる江淮諸所の水站を用ゐる得